

文京区バリアフリー基本構想（素案）に対する意見募集結果

1 意見募集の概要

件名	文京区バリアフリー基本構想（素案）
募集期間	令和7年12月5日(金)～令和8年1月5日(月)
提出者数	10人
提出件数	31件

2 ご意見に対する区の考え方

No.	項目	ご意見（原文）	区の考え方
1	パネル展示型区民説明会の開催	<p>こんにちは。いつもお世話になっております。箇条書きで順不同で失礼致します。パネル展示型説明会をアートサロンで開催していただきありがとうございます。とても参加しやすいです。1階でしてくれる所も大変助かります。今後も各課や各取組みで同様に開催されると嬉しいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーの考えに心・情報も含まれると知り勉強になりました。 ・映像もパネルも紙資料も大変見やすく分かりやすいです。 	<p>今後も各課所管の計画についてパブリックコメントを行う際には、今回のような説明会の開催などを含め、わかりやすい計画内容の公表に努めてまいります。</p>
2	福祉避難所に関する情報提供	<p>福祉避難所に大変関心を持っております。精神障害や発達障害の人も避難出来ると良いなあと思っています。情報になかなかたどり着けず、福祉避難所についてもパネル展示型説明会が有ると嬉しいです。</p>	<p>福祉避難所は、介護を要する高齢者や障害がある方等で、区立小中学校等に設置される避難所の生活に支障が生ずるなど、特別な配慮を必要とする方が対象となります。また、受入対象者については、本人の障害等の状況や心身の健康状態等から区が総合的に判断し、優先順位をつけて福祉避難所へ移動する方を決定します。</p>

No.	項目	ご意見（原文）	区の考え方
			<p>福祉避難所については、以下のとおりホームページに掲載しているほか、区が作成する冊子等に情報を掲載しておりますが、引き続き周知に努めてまいります。</p> <p>https://www.city.bunkyo.lg.jp/b016/p000023.html</p>
3	支援機器や人的支援	<p>・文京バリアフリー基本構想素案 令和7年 11 月 文京区 P.56～57 こんなに沢山支援機器がそろえられている事に感謝します。こちらにあげられているバリアフリー福祉機器、人的取組を体験したいです。便利な物が沢山作られています、支援する側も支援される障害者側も「それ」の使い方になれていなかったり「それ」を使ってどう便利になるのか、自分の障害に合う支援なのかが分からない状態と感じます。なので、実現可能不可能を考えず書くのですがバリアフリー機器体験ツアー学習会質問会等を開催されたら自分の学びにも非常になり助かります。支援する側、される側、使う側、使って貰う側共に学ぶ形とか出来ないでしょうか？あったら良いなあという提案です。色々な所で探していますが見付かりません。</p> <p>それでは、これからもどうぞ宜しくお願い致します。</p>	<p>素案 P.56～57 では、区窓口等における情報のバリアフリー推進に係る取組等をお示ししておりますが、バリアフリー福祉機器という点では、障害の特性に応じて多種多様なものがございます。障害福祉課職員も毎年開催される国際福祉機器展等に参加し、見識を深めているところです。こちらの福祉機器展については事前登録制ではありますが、一般・学生の方もご参加いただけるようですので、よろしければ以下の URL をご参照ください。</p> <p>https://hcr.or.jp/exhibitions/</p> <p>また、事前連絡が必要ですが、日本点字図書館においては視覚障害のある方のための機器を展示しており、一般の方でもご覧いただけますので、よろしければ以下の URL をご参照ください。</p> <p>https://www.nittento.or.jp/</p>
4	点字ブロックの設置	<p>白山駅（A1 出口）の地上入口へ通じる都道に、誘導点字ブロックがなく、設置を希望します。音声アナウンスもないので、いずれかの設置を検討して欲しいです。特に、点字ブロックの設置を優先して欲しいです。該当箇所は、人通りや自転車がが多く、曲がる位置が分かりづらくなっています。</p>	<p>平成 30 年 3 月に策定した「文京区バリアフリー基本構想重点整備地区別計画【山の手地域（東部・中央・西部）】」において、該当の都道 301 号（白山通り・旧白山通り）は生活関連経路に、白山駅は生活関連施設に設定されており、特定事業（バリアフリー化に関する事業）を進めてまいりました。今回改定する基本</p>

No.	項目	ご意見（原文）	区の考え方
			<p>構想においても、該当箇所は生活関連施設・経路に設定されているため、いただいたご意見を踏まえ、来年度の地区別計画の改定にあたり、引き続き、施設設置管理者等とバリアフリー化の推進に取り組んでまいります。</p>
5	利用者目線での整備	<p>「バリアフリー」は障害者の「移動」を中心に考えられていると思います。（エレベーターの設置、段差をなくす etc）もっとその人の「生活」に目を向けて欲しいと思います。駅で切付を買う、スーパーで置物をする、トイレをつかう、その他、生活に不便を感じる人が多いです。障害者用トイレに小供用イスを置くということがありました。トイレが狭くなり、とても不自由です。子供用イスを置くのであればそれなりの広さが必要になると思います。又ペーパータオルが手の届かない場所にあたりゴミ箱がとんでもなく遠くに置いてあることは多いです。施設など設計する人は使う人の身になって考えて欲しいです。一度、車イスで生活してみてください。スーパーやコンビニなどの支払いも車イスの人には支払い場所が高すぎてうまくタッチができません。もう一歩すすんで設備の中味についても検討して下さい。</p>	<p>移動だけでなく、施設の利用においても施設設置管理者等の方々に可能な限り配慮していただきたい事項として、本基本構想（素案）P.35～53に「移動等円滑化に向けた配慮事項」を整理しております。来年度の地区別計画の検討の際にも、移動等円滑化に向けた配慮事項を施設設置管理者等へ周知し、これらを踏まえた特定事業（バリアフリー化に関する事業）を定めていただけるよう、働きかけてまいります。</p> <p>また、利用者目線での施設の課題等を把握するため、来年度に協議会の区民委員や関係団体当事者等の参加のもと、まち歩きワークショップを予定しております。ワークショップでのご意見につきましても、各施設設置管理者等へ共有し、これらを踏まえた特定事業（バリアフリー化に関する事業）を定めていただけるよう働きかけてまいります。</p>
6	化学物質過敏症患者および香害被害者への配	<p>1. 意見提出の趣旨 文京区が策定を進めている「文京区バリアフリー基本構想（素案）」は、「共生社会の実現」及び「社会的障壁の除去」を理念として掲げ、ハード・ソフト両面</p>	<p>化学物質過敏症につきましては、国の「バリアフリー法及び関連施策の在り方に関する検討会」でも同様の意見が挙げられていることを承知しておりますが、化学物質との因果関係や発生のメカニズムがまだ解明</p>

No.	項目	ご意見（原文）	区の考え方
	慮	<p>からバリアフリーの推進を図るものとして高く評価します。</p> <p>一方で、本素案においては、化学物質過敏症患者および香害被害者への配慮に関する記載が見当たらず、現実に存在する「見えないバリア」が十分に反映されていないと考えます。香料や揮発性化学物質による健康被害は、当事者にとって移動や施設利用、社会参加そのものを困難にする重大な障壁であり、段差や設備不足と同様に、バリアフリー施策の対象として位置づける必要があります。</p> <p>については、以下の観点から、本構想への修正・追記を求めます。</p> <p>2. 香害・化学物質過敏症は「社会的障壁」であることについて</p> <p>化学物質過敏症は、微量の化学物質への曝露により、頭痛、めまい、呼吸困難、吐き気、集中力低下等の症状が生じ、日常生活や社会生活に著しい制限を受ける健康被害です。</p> <p>近年は、合成洗剤や柔軟剤等に使用される香料マイクロカプセル技術の普及により、香料等成分が長時間・広範囲に拡散する状況が生じています。そのほか、公共施設に設置された芳香剤や過剰な抗菌消臭性能をうたった製品、公共施設等における事前告知のない床ワックス塗布、内外装塗装・防水・道路工事、公園等での殺虫剤・除草剤等の使用、人が集まる場所におけ</p>	<p>されていない点も多く、今後の研究課題と認識しております。国や都の動向を注視し、情報収集に努めてまいります。</p> <p>また、合理的配慮の提供については、障害者差別解消法に基づき求められるものであり、そのことについては記載しております（素案P.56参照）。</p> <p>なお、香りへの配慮については、区のホームページに掲載し、周知・啓発に努めているところです。</p>

No.	項目	ご意見（原文）	区の考え方
		<p>る着衣などからの香料の拡散といった要因により、公的サービスを受けることや外出自体が困難になる事例が増えています。</p> <p>これは個人の嗜好や我慢の問題ではなく、環境側に存在する明確な人為的障壁であり、バリアフリー法が掲げる「社会的障壁の除去」の趣旨に照らしても、配慮が必要な課題であると考えます。</p> <p>3. 公共施設・生活関連施設における具体的な課題 文京区内の公共施設や生活関連施設において、以下のような状況が見られます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芳香剤、消臭剤等の設置 ・清掃や改修等作業における化学物質使用の事前周知不足 ・職員や関係業者、利用者に対する香害についての啓発不足 ・区民などが多く参集する公共施設等における香料等化学物質の充満 ・利用者が有害化学物質を回避するための選択肢がないこと <p>これらは、化学物質過敏症患者や香害被害者にとって、施設等の利用や公的サービスへのアクセスを事実上不可能にする「見えないバリア」となっています。</p> <p>4. 災害時・避難所における深刻な問題 本素案では、公立小中学校や福祉避難所を生活関連施設として位置づけていますが、香害・化学物質過敏症</p>	

No.	項目	ご意見（原文）	区の考え方
		<p>への配慮は明記されていません。</p> <p>しかし現実には、香料や有害化学物質が充満した避難所では、避難したくても避難できない、滞在が不可能で健康状態が悪化する、といった事態が生じています。</p> <p>これは「避難所が存在しても利用できない」という、命に関わるバリアであり、災害時のバリアフリーとしても重要な視点です。</p> <p>5. 基本構想への具体的な修正提案</p> <p>以上を踏まえ、以下の点を「文京区バリアフリー基本構想（素案）」に明確に位置づけることを要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香害・化学物質過敏症を、見えない社会的障壁の一つとして明記すること ・「心のバリアフリーの取組」に、外見から分かりにくい障害・健康被害への理解促進を含めること ・公共施設・生活関連施設において、無香料・低化学物質を原則とする考え方、化学物質使用時の事前周知、合理的配慮としての調整や代替手段を検討・明記すること ・避難所・福祉避難所において、化学物質過敏症の人でも利用可能な環境整備を検討すること ・教育啓発特定事業において、香害・化学物質過敏症に関する正しい理解の普及を行うこと <p>6. おわりに</p> <p>香害や化学物質過敏症への配慮は、特定の人のための</p>	

No.	項目	ご意見（原文）	区の考え方
		<p>特別な対応ではなく、誰もが将来当事者になり得る健康・環境問題であり、真の意味でのバリアフリーの一部です。文京区が目指す「だれもが暮らしやすいまち」を実現するため、本構想において、化学物質・香料による見えないバリアへの配慮を明確に位置づけることを強く要望します。いかに追記案を示します。</p> <p>【1】用語・考え方に関する追記 （第1章 または 第3章 共通理念部分） <追記案> ※本構想における「社会的障壁」には、段差や設備等の物理的障壁に加え、化学物質、香料、揮発性物質等の環境要因により、移動、施設利用又は社会参加が困難となる状況を含むものとする。</p> <p>【2】基本方針への追記 第3章 第4節「基本方針」 （2）心のバリアフリーの推進 <現行文に追記> また、外見からは分かりにくい障害や健康被害についても理解を深め、化学物質過敏症や香害等、環境要因による困難を抱える人々に対する配慮を含めた心のバリアフリーの推進を図る。</p> <p>【3】移動等円滑化に向けた配慮事項への新規項目追加 第5章 第2節「移動等円滑化に向けた配慮事項」</p>	

No.	項目	ご意見（原文）	区の考え方
		<p><新規項目として追記></p> <p>（新）⑥ 化学物質・香料等に関する配慮 公共施設、生活関連施設及びその管理運営に当たっては、化学物質過敏症等により香料や揮発性化学物質に曝露することで健康被害を受ける人がいることを踏まえ、以下の点に配慮する。</p> <p>芳香剤、消臭剤、香り付き製品等については、無香料又は使用しないことを原則とする。</p> <p>清掃、改修、床ワックス、塗装、防虫剤・防カビ剤等の使用に当たっては、事前に実施内容、日時、使用物質等について周知を行うよう努める。</p> <p>可能な範囲で、低化学物質・低刺激性の製品の選択や、換気、作業時間の調整等の配慮を行う。</p> <p>利用者からの申出に応じ、合理的配慮として代替手段や調整を検討する。</p> <p>【4】生活関連施設・避難所に関する追記 第4章 第2節「生活関連施設の設定」 第6章 第3節「その他の取組の推進」</p> <p><追記案></p> <p>災害時においても、すべての人が安全に避難・滞在できるように、避難所及び福祉避難所の運営に当たっては、化学物質過敏症や香害等への配慮を含めた環境整備の検討を行う。特に、人が集まる空間において香料等が拡散することにより利用が困難となる場合があることから、無香料環境の確保、換気、ゾーニング等</p>	

No.	項目	ご意見（原文）	区の考え方
		<p>の対応について検討する。</p> <p>【5】教育啓発特定事業への追記 第6章 第1節「心のバリアフリーの推進」 <追記案> 教育啓発特定事業においては、香害や化学物質過敏症に関する正しい理解の促進を図り、これらが個人の嗜好の問題ではなく、健康や生活に重大な影響を及ぼす課題であることについて、職員、事業者及び区民への啓発を行う。</p> <p>【6】情報のバリアフリーへの追記 第6章 第2節「情報のバリアフリーの推進」 <追記案> 工事、清掃、薬剤散布等に関する情報については、化学物質への配慮が必要な人が事前に判断できるよう、実施内容や時期等の情報提供の充実に努める。</p>	
7	化学物質過敏症患者および香害被害者への配慮	<p>文京区バリアフリー基本構想（案）は、「共生社会の実現」や「社会的障壁の除去」を基本理念として掲げ、障害を個人の問題ではなく、社会や環境の側が作り出す障壁として捉える「障害の社会モデル」に基づいた構成となっており、その方向性に強く賛同します。</p> <p>一方で、本構想においては、「心のバリアフリー」や「合理的配慮」、「情報のバリアフリー」といった重要な視点が示されているものの、香料や消臭剤、洗剤等に含まれる化学物質により、公共施設や交通機関、イベント等の利用が著しく制限される化学物質過敏</p>	<p>化学物質過敏症につきましては、国の「バリアフリー法及び関連施策の在り方に関する検討会」でも同様の意見が挙げられていることを承知しておりますが、化学物質との因果関係や発生のメカニズムがいまだ解明されていない点も多く、今後の研究課題と認識しております。国や都の動向を注視し、情報収集に努めてまいります。</p> <p>また、合理的配慮の提供については、障害者差別解消法に基づき求められるものであり、そのことについては記載しております（素案 P.56 参照）。</p>

No.	項目	ご意見（原文）	区の考え方
		<p>症についての言及が見られません。</p> <p>化学物質過敏症は、身体機能の問題ではなく、周囲の環境に存在する化学物質によって社会参加が妨げられるという点で、まさに「社会的障壁」によって生じる困難であり、本構想が重視する理念と整合的な課題であると考えます。また、外見からは分かりにくく、善意や配慮のつもりで行われている香料や抗菌剤・消臭剤の使用が、結果として利用者の排除につながってしまう場合がある点において、「心のバリアフリー」の観点からの啓発が特に重要であると考えます。</p> <p>加えて、化学物質過敏症のある人にとっては、施設や行事を「利用できるかどうか」を事前に判断できる情報提供が不可欠です。清掃や消臭剤、香料使用の有無等を事前に明示することは、大規模な設備改修を伴わない「情報のバリアフリー」であり、過重な負担を伴わずに実施可能な合理的配慮の一例と考えます。特に、災害時の避難所など、代替手段の選択が難しい場面においては、香料や消臭剤等の使用状況に関する事前の情報提供や配慮の有無が、利用の可否を左右する重要な要素となります。</p> <p>つきましては、本構想の中で、見えにくい障害の一例として化学物質過敏症に触れ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員研修や啓発の対象に含めること ・合理的配慮の具体例として位置づけること ・情報提供の重要性の文脈で明示すること 	<p>なお、香りへの配慮については、区のホームページに掲載し、周知・啓発に努めているところです。</p>

No.	項目	ご意見（原文）	区の考え方
		<p>について、ご検討いただきたいと考えます。これらの取り組みは、化学物質過敏症を抱える人だけでなく、高齢者、子ども、妊娠中の方など、より多くの区民にとって利用しやすい環境づくりにつながるものと考えます。</p>	
8	<p>化学物質過敏症患者および香害被害者への配慮</p>	<p>香害、「空気のバリアフリー」についても早急に対策をお願いしたいです。既に過敏症を発症している方々にとって、タバコは勿論、柔軟剤の香りによって身体が反応してしまい、公共の施設もバスも使えない状況です。また、まだ症状の出ていない人にとっても触れる頻度が高い程、より病気や過敏症を発症しやすくなってしまいます。特に体の小さい子供や赤ちゃん、妊婦さんにとってはより健康への影響が大きく問題だと思えます。</p> <p>タバコや柔軟剤など空気中から吸い込んでしまう化学物質は、健康被害を被るのが使用している本人だけならまだしも、どうしても周りの人達が受動的に吸うことになってしまいます。弱者にとっても安全な空気環境を配慮する必要があると思えます。</p> <p>現状から ベビーカーを押していたり子供と歩く時、前をタバコを吸いながら歩いている人の煙をよけるためには追い抜かさなければならず、息を止めて走るのも限界です。電子タバコなら吸って良いと勘違いしている人もいますので周知して頂きたいです。他の区のように罰金</p>	<p>化学物質過敏症につきましては、国の「バリアフリー法及び関連施策の在り方に関する検討会」でも同様の意見が挙がっていることを承知しておりますが、化学物質との因果関係や発生のメカニズムがまだ解明されていない点も多く、今後の研究課題と認識しております。国や都の動向を注視し、情報収集に努めてまいります。</p> <p>また、合理的配慮の提供については、障害者差別解消法に基づき求められるものであり、そのことについては記載しております（素案P.56参照）。</p> <p>なお、香りへの配慮については、区のホームページに掲載し、周知・啓発に努めているところです。</p> <p>公共の場所における喫煙等につきましては、本区では、喫煙者自らがマナーを守る環境づくりを目指しているため、「文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例」では、違反に対する過料の規定はありませんが、是正指導に従わずに、生活環境を著しく害している方に対し、その行為の是正又は中止を勧告することができます。また、その勧告にも従わない場合</p>

No.	項目	ご意見（原文）	区の考え方
		<p>にすることで効果が出るようであればお願いしたいです。</p> <p>子供が園で着てきた衣類は、毎回どこかの柔軟剤の香りが強く残っています。特に乳幼児の頃は、子供を抱っこしてくれた、おそらく先生のエプロンの柔軟剤の香りが強く残っており、お世話していただいて有難い反面、肌の弱い子供への影響が出ないか心配でした。吸い込んだ香り成分（マイクロカプセル）も体の中に残りやすく、タバコと同じように今後の影響が心配です。タバコの健康被害は有名ですが、柔軟剤（マイクロカプセル化されて香りが残るようになっているもの）からの健康被害はまだ広く知られておらず、周知や配慮が足りておりません。公共の場で香り付き柔軟剤を使った衣類の使用を控えるよう呼びかける掲示物やガイドラインなどで対策をお願いします。</p>	<p>は、公表することもできるとしております。</p> <p>区としては、引き続き喫煙者自身がマナーを守るという点に重きを置き、路上喫煙の禁止、喫煙マナー向上の周知啓発を粘り強く実施してまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
9	聴覚障害者等への情報保障	<p>文京区都市計画部都市計画課都市計画担当 ご担当者様 お世話になっております。</p> <p>文京区内の団体「ご近所 de BOSAI」で活動している●●と申します。私は、聴覚障害があります。</p> <p>この度、団体内でこのような意見が上がり、バリアフリーとユニバーサルデザインの観点および障害者差別解消法（2016 施行）の観点から下記の通り意見を提出いたします。</p> <p>また、現在の日本では、聴覚障害者に対する情報保障</p>	<p>区では、聴覚障害者等（区内在住の身体障害者手帳所持者）を主たる構成員とする団体に対し、手話通訳者派遣に係る費用について負担しております。</p> <p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

No.	項目	ご意見（原文）	区の考え方
		<p>は普及しつつありますが、講座や勉強会、講演会、ワークショップ、体験会などへの情報保障はまだ遅れているのが現状です。当事者のひとりとして、行政と民間、区民が一同にこの課題に向き合い、問題解決に向けた取り組みが進むことを願っています。</p> <p>課題</p> <p>「文京区内で団体が主催して開催する際、手話通訳および文字通訳を派遣した場合、団体側が費用を負担する形になっていること」</p> <p>問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者が在籍している団体側の金銭的な負担が大きい ・聴覚障害者が参加するたびに金銭的な負担が大きいために手話通訳や文字通訳の派遣を断念せざるを得ない状況が発生する ・2016年の障害者差別解消法にて合理的配慮の義務化が導入されたように、我が国でも手話通訳や文字通訳の配置が浸透しつつある。その効果は、聴覚障害者だけではなく、文京区に住む外国人や日本語を勉強されている方、音声の聞き取りに困難がある方、高齢者などにとっても大きな助けになる。 <p>提案</p> <p>「聴覚障害者が在籍する団体においては、文京区に届け出た上で手話通訳や文字通訳などの情報保障に関する費用を全部または一部支援していただく」</p>	

No.	項目	ご意見（原文）	区の考え方
		<p>文京区を拠点に手話通訳や文字通訳の派遣をより普及させ、聴覚障害者に対する合理的配慮が誰にとっても負担ではない社会になることを願っています。</p>	
10	「聞こえ」に関する防災の課題	<p>文京区バリアフリー基本構想（素案）への提言 — 「聞こえ」に関する防災の課題について— ご近所 de BOSAI ●●● ●●●●●</p> <p>①「聞こえ」に関する課題 日本ではこの10年で10～30代の若者の聴力低下が報告されており、加齢による難聴も含め「聞こえにくさ」は誰にとっても身近な課題である。 当団体が、2025年12月14日に実施した防災啓発イベントのアンケートでは、災害時に助けが必要な人として「高齢者」「子ども」は多く認識されている一方、聞こえない・聞こえにくい人への配慮は18%にとどまり、地域理解が十分とは言えない。 法整備や区施設・職員対応は大きく前進しているが、町会・避難所訓練において文字情報や手話通訳の導入はほとんど見られず、区民意識が追いついていない。 災害直後72時間は通訳等の専門支援が届きにくく、情報弱者となるリスクが高い。</p> <p>② 被災地からの教訓 「放送が分からず、避難方法・配給情報が得られない」「助けを呼べない」「家族と連絡が取れない」「筆談だけでは必要な情報に届かない」など、命と</p>	<p>本区では、避難所における要配慮者への対応についても、重要な課題の一つと捉えており、ホームページや防災アプリのほか、エリアメール、Lアラート、SNS等、複数のツールを活用し、全ての方に災害情報が確実に届くよう努めております。 避難所においても、手話通訳アプリがインストールされたタブレット端末を配備するほか、当事者団体の要望を伺いながら、手書き電光掲示板を全避難所に配備するなど、聴覚障害者に対する情報伝達が確保されるよう取り組んでいるところです。 いただいたご意見についても、今後の参考とさせていただきます。</p>

No.	項目	ご意見（原文）	区の考え方
		<p>生活に直結する困難が多数報告されている。</p> <p>能登半島地震のあった石川県では、聴覚障害者を一つの場所に集めて、手話通訳者の常駐や安否確認・集約の仕組みにより、聴覚障害者の孤立防止が比較的円滑に行われた。</p> <p>「やさしい日本語」や図示などの簡素で視覚的な情報は、聴覚障害者にとっても誤解を減らし、迅速な理解に有効である。</p> <p>緊急時に最も頼りになるのは近隣の人であり、平時からの関係づくりと心のバリアフリーが防災力を左右する。</p> <p>③ ご近所 de BOSAI からの提言</p> <p>1. 防災情報の「原則・視覚化」</p> <p>音声情報には必ず文字・手話等の視覚情報両方を入れること。</p> <p>防災イベント・訓練への文字情報表示・翻訳対応ディスプレイの無償貸与、遠隔手話通訳の無料派遣、文字修正者派遣の無料派遣。</p> <p>2. 地域訓練・避難所運営への組み込み</p> <p>町会・自主防災組織に、耳マーク腕章、筆談用具、コミュニケーション支援ボードの貸与。</p> <p>避難所責任者向けに、聞こえにくい人のニーズ確認・定期相談時間の設置・当事者の役割参加の配慮を明記。</p> <p>3. やさしい日本語と情報リテラシーの普及</p>	

No.	項目	ご意見（原文）	区の考え方
		<p>自主防災組織向け「やさしい日本語」研修の実施。 訓練チラシの作成訓練など。</p> <p>図・ピクトグラムを用いた避難所掲示の標準化。</p> <p>4. 平時からの連携と教育 聞こえを研究している大学・専門機関・当事者団体 と平時から連絡体制を構築。 聴覚障害者と連携し、防災訓練後の改善点の収集・ 反映を行う機会の創出。</p> <p>文京区防災アプリに、指さしで意思表示できるコミ ュニケーション支援ツールと「耳マーク」表示機能 を導入。「耳マーク」を誰もが目にするようにする こと。</p> <p>5. ご近所の助け合いを可視化 黄色いタオル等の安否確認ツールと、必要な世帯に は耳マークマグネット等を配布し、近所の連携が命 を守ることを周知する。安心して取り組めるよう に、文京区独自の火事場泥棒対策についての提言を 行ない、全区民が参加する必要性を理解できるよう にする。防犯・防災の両立を指導。</p> <p>6. 啓発プログラムの活用 当団体提供の「クロスロード（ダイバーシティ 編）」講習会や、聾者と外国人メンバーが実施する インクルーシブ体験企画を、区の防災啓発事業で採 用し多様性を楽しく学べる場を提供する。</p> <p>結びに</p>	

No.	項目	ご意見（原文）	区の考え方
		<p>「聞こえ」への配慮は特定の人のためではなく、誰もが当事者になり得る防災課題です。文京区が掲げる「誰も取り残さない防災」を、地域の訓練と日常の実践に落とし込むことを強く提言します。以上</p>	
11	全国の自治体の事例	<p>【総論として】 ①文京区が「一歩先行く自治体」を目指しているからには、全国の自治体のバリアフリー基本構想や方針、指針等を丁寧にリサーチし、後れを取ることのない構想内容にしていただきたい。また、この基本構想においてどの項目・内容が「一歩先行く自治体」のものであると胸を張れるのか、しっかり明示し、区民においても文京区が「一歩先行く自治体」であることをわかるようにしていただきたい。もし、そうした丁寧なリサーチをしない／できない／したくない、区民にわかりやすく丁寧な記載をしない／できない／したくないということであれば、その理由を区民に丁寧に説明し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>バリアフリー基本構想は、住民の意見等や、それぞれの自治体の特徴を踏まえ作成されていると認識しておりますが、本基本構想も区民の意見等や、区の地域特性を踏まえたものとなっております。 多くの自治体が特定の地域を重点整備地区と定めている中、本区は、区全域を重点整備地区と定めていることが大きな特色です。</p>
12	名称	<p>①思考停止に陥ったような、これまでの踏襲的な「文京区バリアフリー基本構想」という名称ではなく、より包括的な理念と思想を反映させるために、「『文の京』ユニバーサルデザイン基本構想』とか「『文の京』インクルーシブマスタープラン」といったように、名称自体をアップデートし、区民への訴求力を高める工夫をしていただきたい。実際に、全国の自治体を見渡</p>	<p>本基本構想自体の周知につきましても、本区におけるバリアフリーの推進の一環と考えており、平成 28 年 3 月の策定以降現在の名称で区民の皆さまや施設設置管理者等の方々への周知を進めているため、名称の変更は想定しておりません。</p>

No.	項目	ご意見（原文）	区の考え方
		すと、名称を工夫する動きがあり、区もそうした丁寧なりサーチの労を厭わないでいただきたい。	
13	目標年次と進捗管理の仕組み	②目標年次と進捗管理の仕組みも、思考停止に陥ったような、これまでの踏襲的な枠組みのままであり、「おおむね10年後」と定めています。しかし、社会状況の急激な変化（高齢化や人口構造、多様性の拡大、テクノロジーの急速な進展など）を考慮すると、3～5年ごとの中間見直しと更新を確実な仕組みとして盛り込むべきであり、ぜひともそうしていただきたい。	目標年次の中間年度にあたる令和12年度に中間評価を実施し、必要に応じて見直しを図る予定としております（素案P.70参照）。
14	情報の可視化と公開性の強化、区民参加	③あらゆる情報の可視化と公開性の強化において足りず、整備状況や未整備箇所、優先度、スケジュール、責任主体をはじめとして、区民が理解しやすく分かりやすく飲み込みやすい全く新しい「バリアフリーマップ」の作成や、区HPでの進捗状況の丁寧な公開、「住民が意見を出し、対話をし、熟議できる新たな場の創設」も盛り込んでいただきたい。	「文京区バリアフリー基本構想」について、来年度、特定事業（バリアフリー化に関する事業）を検討し、地区別計画としてとりまとめ、策定・公表する予定です。その中では、具体的な事業の実施時期や実施主体をお示しする予定です。 また、本基本構想の目標として区民参加の機会の充実を図ることとしており、地区別計画の検討や中間評価にあたり、協議会の区民委員や関係団体当事者等の参加のもと、まち歩きワークショップを実施する予定です。
15	移動等円滑化促進地区と経路	【各論として】 ①この素案では「区のまちづくりの方針を踏まえ」とか「公共交通、道路、公園、建築物など関連施策との整合を図る」とか記載していますが、杉並区のように「移動等円滑化促進地区（またはゾーン）」を基本構想の段階でしっかり定め、区内のどのエリアを優先的	本区では、区内全域を重点整備地区に定めております。移動等円滑化促進地区がバリアフリー化の方針を示すのに対し、重点整備地区はより具体的な特定事業（バリアフリー化に関する事業）も定めるものです。 また、バリアフリー施策の対象となるのは施設（生活

No.	項目	ご意見（原文）	区の考え方
		<p>に面的整備するかを明記していただきたい。また、将来的な整備対象を施設だけでなく、「経路（歩行経路・交通結節点など）」も対象に含めていただきたい。もし、しない／できない／したくないということであれば、その理由を区民に丁寧に説明し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>関連施設)だけでなく、そこへの経路（生活関連経路)も含まれております（素案 P. 27～30 参照）。</p>
16	<p>情報提供・案内、コミュニケーション支援</p>	<p>②全国の他の自治体の先進事例と比べると、文京区の場合、情報提供・案内、コミュニケーション支援の仕組みが弱く、先進事例を見ると公共施設で多言語案内やコミュニケーションボード、視覚／聴覚サポート、アクセス情報の可視化などを導入し、拡充する動きがありますが、文京区の基本構想は周回遅れで、一步も二歩も後れを取っています。文京区においても「案内標識・情報提供の多様化」や「視覚・聴覚障害を持つ人への配慮」「多言語対応」「デジタル／紙両面のバリアフリーマップ整備と公開」をもっともっと盛り込み、例えば区内のあらゆる公共施設、交通施設などに「見やすく／分かりやすいサイン（大きい文字、ピクト・点字、音声、自動読み上げなど）」の表示を促す、あるいは努力目標として義務づけるような施策を加えていただきたい。もし、しない／できない／したくないということであれば、その理由を区民に丁寧に説明し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>本区では、整備に当たり配慮していただきたい事項として、移動等円滑化に向けた配慮事項を設定しており、情報提供・案内、コミュニケーション支援に関する事項も含まれております（素案 P. 35～53 参照）。来年度の地区別計画の改定にあたり、これらを踏まえた特定事業（バリアフリー化に関する事業）を位置づけていただくよう、施設設置管理者等に働きかけてまいります。</p>
17	<p>誘導基準適</p>	<p>③建築物バリアフリー整備を巡り、国や東京都では、</p>	<p>バリアフリー法第 17 条に基づく特定建築物の認定制</p>

No.	項目	ご意見（原文）	区の考え方
	合建築物の認定制度	<p>単なる義務的な基準（移動等円滑化基準）に加えて、より高い「誘導基準」に適合した建築物整備を促す認定制度を整えているのに、文京区は無為無策を決め込み、独自のより高水準の「誘導基準」を整えることに背を向けているとしか思えません。基本構想の中に、新規建築物・改修建築物に対して、義務的な基準だけでなく「誘導基準」への適合を奨励／促進する枠組みを明記するとともに、区の条例や要綱、基準として「誘導基準適合建築物」の認定制度を導入するよう、せめて検討する旨を盛り込んでいただきたい。もし、しない／できない／したくないということであれば、その理由を区民に丁寧に説明し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>度は既に設けられております。</p> <p>なお、本基本構想において、アンケートや地域懇談会等における区民の意見等を踏まえ、移動等円滑化に向けた配慮事項を整理しており、来年度の地区別計画の改定にあたり、これらを踏まえた特定事業（バリアフリー化に関する事業）を位置づけていただくよう、施設設置管理者等に働きかけてまいります。</p>
18	民間施設や住宅のバリアフリー化	<p>④商業施設、集合住宅、店舗など民間施設や事業者への働きかけや協力の呼び掛けが総じて弱く、素案は主に公共施設、道路、区施設などに限定しているように映ります。しかし、実際の区民生活に鑑みれば民間施設や住宅のバリアフリー化は極めて重要であり、文京区においても民間建築物や集合住宅、店舗、事業所も含めたバリアフリー促進の項目を目立つように加え、区によるインセンティブ（助成金、容積率緩和、認定制度など）や、事業者・住宅所有者への啓発・支援制度を明記していただきたい。もし、しない／できない／したくないということであれば、その理由を区民に丁寧に説明し、区民の理解と納得を得る最大限の努力</p>	<p>民間施設においても特定事業（バリアフリー化に関する事業）を定めた場合は、実施することが法に基づく義務となり、毎年度進捗状況の調査をしております。</p> <p>なお、本区の住宅のバリアフリー整備に係る助成や店舗における合理的配慮など社会的課題に対する取り組みに係る経費への補助につきましても、引き続き周知に努めてまいります。</p>

No.	項目	ご意見（原文）	区の考え方
19	継続性と更新	<p>を尽くしていただきたい。</p> <p>⑤文京区の基本構想においても、モニタリングや区民参加、ワークショップなどを含めているものの、いわゆる「継続性」と「更新」の仕組みが限定的となっています。区の職員研修や啓発、心のバリアフリーの取組にとどまらず、「区民や障害のある当事者の参画」「定期的な点検／まち歩き」「対話と意見交換、熟議の場」「改善を確実にを行うためのPDCAサイクル」をもっと強調する必要があります。ユニバーサルデザイン点検に主眼を置いた「まち歩き」や、行政と区民、区民同士の対話と熟議を促す「区民ワークショップ」、「障害のある当事者・高齢者・子育て世代などの積極的な参画を促し仕組み」「中立・公平・公正なモニタリングと評価基準の確立及び区民への公開」「改善サイクル（見直し、更新）の詳細を明記」することなどを制度として確立し、区民が主体的に関われる具体的な仕組みを盛り込んでいただきたい。もし、しない／できない／したくないということであれば、その理由を区民に丁寧に説明し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>本区では、「文京区バリアフリー基本構想推進協議会」を設置し、バリアフリー基本構想に基づく地区別計画の策定（Plan）、事業の実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルに基づき、バリアフリー基本構想の段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を推進することとしております（素案 P.70 参照）。また、区民参加の仕組みとして、来年度の地区別計画の検討や、令和12年度の間接評価の際に、協議会の区民委員や関係団体当事者等の参加のもと、まち歩きワークショップを予定しており、さらなる改善の提案等を行ってまいります。</p>
20	基本構想の対象者と具体的施策	<p>⑥文京区の基本構想でも「心のバリアフリー」や「人的支援」に言及しているものの、精神障害や発達障害、外国人、高齢認知症者、ベビーカー利用者など、多様なニーズへの配慮や、公共交通利用時の支援（例えばヘルプ体制や多言語対応、事前情報提供など）はあま</p>	<p>「高齢者、障害者等」とは、バリアフリー法の解説では、高齢者、障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む、全ての障害者）、妊産婦、けが人などのこととされておりますが、本基本構想では、ベビーカー利用者、子ども連れの人、外国人も移動や</p>

No.	項目	ご意見（原文）	区の考え方
		<p>り具体化されていないと言わざるを得ません。国のバリアフリー／ユニバーサルデザインの理念において「障害の社会モデル」にしっかり立ち、日常生活全般における「多様性」と「公平性（インクルージョン）」を目指すことが求められているにもかかわらずです。これらの点で、基本構想を大幅に拡充し、身体的な障害だけでなく、知的／精神／発達障害、認知症、後期高齢者、外国人、子育て世代、妊婦、ベビーカー利用者など、移動制約や不便を抱えるあらゆる人を対象とするインクルーシブな定義を明記した上で、「人的支援」「コミュニケーション支援」「地域ボランティア／NPO／民間事業者との協働」「アクセス情報の提供（Web、アプリ、紙）」などを具体的施策として盛り込んでいただきたい。もし、しない／できない／したくないということであれば、その理由を区民に丁寧に説明し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>施設の利用に制約があることから、対象者に含めて検討を行っております（素案 P.1 参照）。また、対象者の特性を踏まえて、施設整備にあたり配慮していただきたい事項として、移動等円滑化に向けた配慮事項を設定しております（素案 P. 35～53 参照）。</p>
21	生活関連施設・生活関連経路	<p>⑦国の指針を見ると、対象となる「生活関連施設・経路」が網羅され、明示されていますが、文京区の素案は限定的で不足しています。「旅客施設を中心とした地区」ととどまらず、病院、福祉施設、公共施設、公園、商業施設、住宅、道路など、多様な施設や経路を含めることが想定すべきです。素案において対象としている「生活関連施設」や「生活関連経路（歩行経路、交通結節点、公共交通、商店街など）」を全て網羅し、</p>	<p>本基本構想で設定した生活関連施設につきましては、素案 P. 33 の表 7 生活関連施設一覧にお示ししております。生活関連経路につきましては、素案 P. 31 の図 18 重点整備地区図にお示ししております。各生活関連施設・生活関連経路における事業の実施時期や規模、具体的な事業内容につきましては、来年度改定予定の地区別計画にお示しする予定です。</p>

No.	項目	ご意見（原文）	区の考え方
		<p>リスト化し、どの施設・経路を優先整備するか、また整備水準やスケジュールの目安を示していただきたい。特に、医療機関、買い物、住居、公共交通、学校、子育て支援施設など、日常生活で利用頻度が高い施設や経路を明確にしていただきたい。もし、しない／できない／したくないということであれば、その理由を区民に丁寧に説明し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	
22	他自治体の事例	<p>【全体として】 （１）全国の自治体を見渡すと、以下のような最新事例があり、文京区として「一歩先行く自治体」を目指すのであれば、参考にすべきは参考にし、取り入れるべきは取り入れ、少なくとも後れを取ることのないよう詳細かつ丁寧リサーチし、研究・分析することが欠かせないのに、この基本構想の素案づくりではそれらが蔑ろにされているとしか思えません。 ■中野区バリアフリー基本構想（改定素案） https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/machizukuri/toshi/barrierfreekisokoso/bfikenkoukan.files/soan_gaiyouban.pdf ■杉並区バリアフリー基本構想 https://www.city.suginami.tokyo.jp/s092/6223.html https://www.city.suginami.tokyo.jp/documents/6223/barrierfree-kihonkousou-r5-2-pdf.pdf</p>	<p>本基本構想におきましても、素案の以下の箇所にご指摘いただいた内容を記載しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的：P. 4 ・期間：P. 24 ・地区選定：P. 25・26 ・施設分類：P. 28・33 ・生活関連経路：P. 30・31 ・ソフト・ハード両面の施策：P. 34～68 ・モニタリング体制：P. 70 <p>また、庭園における整備が難しい場合の対応や悪路対応車いすの貸出など具体的な配慮事項について素案 P. 35～53 に記載しております。</p>

No.	項目	ご意見（原文）	区の考え方
		<p>■台東区バリアフリー基本構想改定（計画期間は令和4年度から13年度の10年間です） https://www.city.taito.lg.jp/kenchiku/toshikeikaku/keikaku/kotsubarrier-free/20221001.files/honpen.pdf</p> <p>■目黒区交通バリアフリー推進基本構想の改定 https://www.city.meguro.tokyo.jp/toshikeikaku/kusei/keikaku/bariafurikihonnkousoukaitei.html</p> <p>■姫路市バリアフリー基本構想の改定(令和7年3月) https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000006953.html</p> <p>■奈良市バリアフリー基本構想（令和6年度改定／令和7年度改定） https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/172/8070.html</p> <p>これらはいくまで一例ですが、例えば中野区では「移動等円滑化促進方針」や「心のバリアフリー」を明確な形で取り入れ、構想の「目的」「期間」「地区選定」「施設分類」「生活関連経路」「ソフト & ハード両面の施策」「モニタリング体制」を網羅していて、これにより「誰もが利用しやすいまち」「継続的改善」の方向性が明確になり、区民の理解と納得を得られるやすくなっています。</p> <p>例えば奈良市の最近の改定では、重点整備地区の見直しに加え、歴史的建造物や観光施設など、バリアフリ</p>	

No.	項目	ご意見（原文）	区の考え方
		<p>一化が難しい施設に対する配慮や、「ソフト面・代替手段・創意工夫」の重要性を認め、実例集を作成しています。これにより、バリアフリーの裾野を広げ、単なる設備改修に留まらない包括的な取り組みを実現しており、文京区も断じて後れを取ることのないようにしていただきたい。</p>	
23	バリアフリー化が難しい施設	<p>（２）文京区は古い建物や歴史的建築、密集した住宅地が多い地域であるにもかかわらず、歴史的建造物・難整備施設への多角的な配慮やアプローチが足りないと言わざるを得ません。「バリアフリー化が難しい」という理由から除外や後回しにするのではなく、代替策や創意工夫、柔軟な対応が必要であり、「困難施設の扱いに関する方針」を盛り込み、例えば歴史建築物や密集地の公営施設に対しては「情報提供・案内整備」「段差のない出入口」「仮設スロープ」「サポートスタッフ配置」「利用時間、利用方法の工夫」など、ソフト面を充実させた柔軟な対応を併記し、困難施設での先進事例集も参考として盛り込んでいただきたい。これらを盛り込むためには、全国の自治体の事例を愚直に調べ上げねばならず、文京区においてはそのための努力が足りず、安直過ぎます。</p>	<p>素案 P. 35～53 にお示ししている移動等円滑化に向けた配慮事項では、ハード・ソフト両面に関する事項を設定しております。こちらの内容を踏まえたうえで、ハード整備によるバリアフリー化が困難な施設につきましても、ソフト施策による取組を推進していただけるよう、来年度の地区別計画の改定にあたり、各施設設置管理者等の方々に働きかけてまいります。</p>
24	横浜市の事例	<p>【個別の項目】 （１）横浜市の「ユニバーサルデザインまちづくり推進計画」を参考に、文京区においても区民参画型ワークショップによる課題の抽出や解決策の模索を基本</p>	<p>本基本構想の改定にあたり、協議会の区民委員や関係団体当事者等の参加のもと地域懇談会を実施しており、課題の抽出やそれに対する解決策の一案として、移動等円滑化に向けた配慮事項を設定しております</p>

No.	項目	ご意見（原文）	区の考え方
		<p>構想に盛り込んでいただきたい。また、ICT 活用による情報バリアフリーの強化について、もっと詳細かつ具体的に、先進的な事例を参考事例として盛り込んでいただきたい。行政と民間事業者との連携による公共空間の段階的なバリアフリー化のモデルケースも載せていただきたい。</p>	<p>（素案 P. 35～53 参照）。</p> <p>ICT の活用による情報バリアフリーの推進については、区議会でのリアルタイム字幕システムの導入や窓口への音声を変えて文字にする透明ディスプレイの設置など写真付きで掲載しております（素案 P. 51、56、57 参照）。</p> <p>また、民間の生活関連施設も含んだ重点的かつ一体的なバリアフリー化の実現に向けた「文京区バリアフリー基本構想」の進捗管理として、毎年度進捗状況の概要をまとめてホームページにて掲載しており、進捗状況の概要には主な完了事業を写真付きで紹介しております。来年度改定予定の地区別計画の内容も踏まえ、バリアフリー基本構想の段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を推進してまいります。</p>
25	神戸市の事例	<p>（2）神戸市の「誰もが使いやすい都市づくり基本方針」を参考に、文京区においても障害のある当事者によるモニタリング制度を導入したり、バリアフリー評価指標の定量化を試みたりしていただきたい。また、多言語対応とインクルーシブデザイン重視も前面に打ち出していただきたい。</p>	<p>本区においても、本基本構想策定時や改定時において、協議会の区民委員や関係団体当事者等の参加のもと、まち歩き点検等のワークショップの実施や、事業の進捗率を整理したうえで、最終評価などを行っており、今後も引き続き取り組んでまいります。</p> <p>区民アンケートや地域懇談会でのご意見を反映した移動等円滑化に向けた配慮事項に多言語対応について記載しております。</p> <p>また、本基本構想においては、高齢者、障害者団体や区民公募委員等の多様な当事者の方々からのご意見を伺っており、インクルーシブデザインの考え方を踏</p>

No.	項目	ご意見（原文）	区の考え方
			まえて改定に向け検討を行っております。
26	福岡市の事例	（3）福岡市の「バリアフリー推進条例」を参考に、文京区においても条例による民間施設への改善義務化を検討していただきたい。バリアフリー化の定期的な進捗状況の公開と、区民意見を定期的に集め、それらを確実に反映させる仕組みを整えていただきたい。	本区内の一定規模以上の建築物や、特定の用途に供される建築物については、東京都の「建築物バリアフリー条例」及び「東京都福祉のまちづくり条例」によりバリアフリー化を義務付けられております。 また、バリアフリー基本構想の特定事業（バリアフリー化に関する事業）の進捗状況は、毎年度調査し、区のホームページで公開しております。 区では、区民委員を構成委員とする「文京区バリアフリー基本構想推進協議会」を設置しており、バリアフリー基本構想に基づく地区別計画の策定から評価・改善までを PDCA サイクルで推進することで、区民意見も踏まえ、段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を図っております。（素案 P.70 参照）。
27	区民参加	（4）素案では「地域住民と協働し、課題を把握する」と記載されているところ、区民参加が限定的であり、具体的な参加方法も曖昧であるため、 「区民参画型ワークショップの開催や区民アンケート等を定期的実施し、多様な区民の意見・要望・アイデアを確実に反映する仕組みを導入する」ことを明記していただきたい。	これまでの本基本構想の策定や改定にあたっては、協議会の区民委員や関係団体当事者等の参加のもと、まち歩き点検等のワークショップや区民アンケートを行うことで、多様なご意見の反映に努めてまいりました。今後も引き続き、取り組んでまいります。
28	民間施設への働きかけ	（5）素案では「公共施設・交通機関の段差解消を推進する」とあるところ、民間施設への働きかけが総じて弱く、条例等による義務化の動きが足りません。「民間施設に対してもバリアフリー化を推進し、条例制定	特定事業（バリアフリー化に関する事業）の対象施設である生活関連施設として、大規模小売店舗や宿泊施設などの民間施設も定めており、来年度の地区別計画の改定にあたり具体的な特定事業（バリアフリー化に

No.	項目	ご意見（原文）	区の考え方
		などによる義務付けを検討する」ことを基本構想に盛り込み、基本構想を机上の空論で終わらせず、実効性と実現性を上げる努力をしていただきたい。	関する事業）を設定いただけるよう働きかけてまいります。
29	当事者参画、評価指標	（６）「啓発活動や職員研修を行う」とはしているものの、障害のある当事者の参画や評価指標の設定がないため、「障害のある当事者を含むモニタリング制度の導入及びバリアフリー評価指標の策定・公開を行う」ことを盛り込んでいただきたい。	評価指標に関しては、来年度改定予定の地区別計画において、現行計画と同様に具体的な特定事業（バリアフリー化に関する事業）等と実施時期を明確化する予定です。 また、本区においても、本基本構想策定時や改定時において、協議会の区民委員や関係団体当事者等の参加のもと、まち歩き点検等のワークショップの実施や、事業の進捗率を整理したうえで、最終評価などを行っており、今後も引き続き取り組んでまいります。
30	情報提供強化	（７）高齢者・障害者向け案内表示を整備促進の観点で、多言語対応やICT活用、情報バリアフリーの観点の言及が足りないので、「多言語・ユニバーサルデザイン対応案内表示、およびICT（Webサイト・アプリ等）による情報提供強化」を盛り込んでいただきたい。	本区では、整備にあたり配慮していただきたい事項として、移動等円滑化に向けた配慮事項を設定しており、情報提供・案内、コミュニケーション支援に関する事項も含まれております（素案P.35～53参照）。来年度の地区別計画の改定にあたり、これらを踏まえた特定事業（バリアフリー化に関する事業）を位置づけていただくよう、施設設置管理者等に働きかけてまいります。
31	地域住民との協働	（８）地域住民との協働で課題を把握することが極めて大切なのに、進捗状況の公開や区民意見の反映機能が弱いと言わざるを得ず、「施策の進捗状況を定期的に公開し、区民からのフィードバックを反映する体制を整備する」旨を盛り込んでいただきたい。	本区では、「文京区バリアフリー基本構想推進協議会」を設置し、バリアフリー基本構想に基づく地区別計画の策定（Plan）、事業の実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルに基づき、バリアフリー基本構想の段階的かつ継続的な発展（スパイラルア

No.	項目	ご意見（原文）	区の考え方
			<p>ップ）を推進することとしております（素案 P.70 参照）。また、区民参加の仕組みとして、来年度の地区別計画の検討や、令和 12 年度の間評価の際に、協議会の区民委員や関係団体当事者等の参加のもと、まち歩きワークショップを予定しており、さらなる改善の提案等を行ってまいります。</p>